

## 令和5年度 社会福祉法人和歌山県福祉事業団事業実施報告

### はじめに

令和6年1月に南紀あけぼの園で発生した虐待事案は、利用児者の方々の「思い・願い」を大切にするという当法人の目指してきた支援の姿を大きく踏みにじるものであり、法人にとっての大きな危機となりました。この虐待事案は、法人が実施してきた人権擁護・虐待防止の施策が実際にはほとんど機能していなかったということ突きつけられたものと考えています。従いまして、令和6年度は、まず、法人の目指すべき道を取り戻すことからスタートすることになります。今後、和歌山県の監査・指導、外部委員からのご指摘、法人監事・評議員のご指摘などを踏まえ、法人の課題を整理し、改善に向けての議論を重ねていきます。

また、本虐待案件に加え、令和5年度の特徴的な取り組みとしては、以下の2点がありました。

令和5年6月、社会福祉法人わかば福祉会と合併。わかば福祉会としては、今後の人口減少による職員確保の難しさ、地域福祉ニーズの複雑化や多様化等が予想され、それらの課題に対応するには、事業基盤及び人材育成の強化等が必要でした。一方で、当法人としては、障害者支援の基本構想の1つである「障害保健福祉圏域間ネットワーク支援」の強化には、東牟婁圏域における事業展開の促進（就労継続支援B型事業所の開設など）を図ることは大きな利点があると考え、お互いの思いが一致する形で合併が実現しました。

次に、令和6年1月に能登半島地震が発生し、石川県の地域及び福祉事業所が壊滅的な打撃を受けました。同月に和歌山県からの要請を受け、県内で初めて6名の職員を派遣。また、3月にも5名の職員を派遣しました。和歌山県も南海トラフ地震の危険にさらされ、石川県同様半島という特徴があります。今回の派遣で得た経験を令和6年度の危機管理の検討事項の1つとして活かしていきます。

それでは、以下より、令和5年度の各分野の実施事業を報告します。

## 1. 事業実施報告について

### (1) 障害児者福祉分野

- 社会福祉法人わかば福祉会を令和5年6月に吸収合併しました。それに伴い、東牟婁生活総合支援センターえんを東牟婁生活総合支援センターわかばえんと名称を変更。わかば福祉会の事業を継承する形で、多機能型事業所わかば園の新規指定を受け、また、生活介護事業所えんにわかば園第二作業所の事業を継承し、多機能型事業所えんとして事業拡大を行いました。わかばグループホームはグループホームえんに吸収し、グループホームわかばと名称変更した上で定員増を行い、事業拡大を行いました。
- 社会福祉法人わかば福祉会が実施していた、和歌山県の「千穂王子ヶ浜線公共街路事業」による立ち退きの要請のあった「うきしまホーム」の移転及び老朽化が進んだ「かみくらホーム」の移転事業を継承。令和5年9月1日共同生活住居「うきしまの家」「第2うきしまの家」として移転が完了し、定員3名を増員した上で事業を開始しました。
- 日高生活総合支援センターはるのグループホームでは、御坊市の災害ハザード該当地域からの移転を目的として、印南町に2棟目のグループホームとなる「第2陽だまりホーム」を新築しました（令和5年12月1日事業開始）。新築移転に際し、社会福祉施設等施設整備費補助金（総事業費81,180,000円 補助金29,238,000円）の交付を受けました。本ホームでは、短期入所の専用居室を新たに設け、緊急時の受入など印南地域の福祉の充実に努めました。
- 東牟婁生活総合支援センターふわりのグループホームでは、太地町より土地の無償貸与を受け「かんどりの家」を新築しました（令和6年4月1日事業開始）。新築に際し、社会福祉施設等施設整備費補助金（総事業費83,981,719円 補助金23,961,000円）の交付を受けました。今回の新築により、これまで法人として事業所を所有していなかった太地町での新たな事業展開となります。
- 令和5年度補正予算での社会福祉施設等施設整備費補助金において、多機能型事業所えんの新築移転が交付決定されました。そのため令和5年度に多機能型事業所えん（総事業費351,238,800円 補助金197,500,000円）について工事着工を行い、令和6年度中の完成を目指します。
- 当法人では、就労系サービスとして就労継続支援A型事業所2カ所、就労継続支援B型事業所8カ所、就労移行支援事業所2カ所を実施しています。令和5年度は、光熱水費や燃料費の大幅な高騰等により、特にクリーニング事業を実施する事業所（ぱる、ゆら、ブランコート）において、収益の悪化につながりました。その中でも、業績不振により就労継続支援A型事業に係る経営改善計画を提出していた多機能型事業所ぱるについては、在り方の見直し検討を進めています。

- 各障害児者入所施設から12名の方が令和5年度中に地域移行をされています。内訳は、障害者支援施設においては、由良みのり園3名（グループホーム2名、自宅1名）。障害児入所施設においては、有功ヶ丘学園5名（グループホーム4名、自宅1名）、南紀あけぼの園（児童）4名（グループホーム2名、社員寮1名、自宅1名）です。

## （2）高齢者福祉分野

- 老朽化に伴い令和8年度の新築移転を計画している「特別養護老人ホーム南風園（海南省）」及び「養護老人ホーム白寿荘（海南省）」について、株式会社松田平田設計と設計監理業務等委託契約を締結いたしました。
- 当法人の高齢者分野（南風園、白寿荘、小規模多機能型居宅介護事業所きずな館）では、令和4年度に引き続き経営の立て直しが課題となります。白寿荘は、定員50名に対して令和4年度平均在籍者数37.4人であり、令和5年度は32.8人と大きく減少しました。南風園、白寿荘については、新築移転に際して、事業の見直しや定員規模の削減などを検討していきます。きずな館については、令和5年度に過疎化が進む龍神地区の福祉事業の在り方として協議を行いました。令和6年度においては、引き続き龍神地区の事業展開について検討を深め、計画案を明確にしていきます。

## （3）児童福祉分野

- 国は、社会的養護（保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護すること）における家庭養護等を進めており、児童養護施設については、小規模多機能化・地域分散化を今後求められていることから、「ひまわり寮」についても令和6年度からの小規模グループケアへの移行を計画しています。  
令和5年4月には、その前段階として定員を30名から20名に変更しました（3月31日時点の現員は11名）。なお、令和6年度中には、次世代育成支援対策施設整備交付金を受け、小規模グループケアに見合った施設として改修を行う予定としています。

#### (4) 新型コロナウイルス感染対応

- 令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が2類から5類に引き下げられました。新型コロナウイルス感染症によって、全事業所においてイベントや外出が制限され、利用者の生活の質が著しく低下しました。また、特に入所施設においては、より閉鎖的な空間となり、結果として南紀あけぼの園で発生した虐待事案の一因になったと考えます。当法人では、令和5年8月1日に法人の対応についての最終通知を行い、大半の制限を解除することとしました。徐々にコロナ禍前のような取り組みが行われてきていますが、令和6年度に向けてはより開放的で前向きな支援が行われるよう取り組んでいきます。

## 2. 社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制の整備について

社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号の規定に基づき、令和5年度に係る標記の件について以下のとおり報告します。

- 令和5年6月5日に開催した第151回理事会において、「内部管理体制の基本方針」に係る関連規程である「処務規則」を改正しました。  
（「内部管理体制の基本方針」3の（3）関係）
- 令和6年3月4日に開催した第155回理事会において、「内部管理体制の基本方針」に係る関連規程である「文書管理規程、処務規則」を改正しました。  
（「内部管理体制の基本方針」1の（1）及び3の（3）関係）
- ※ 「内部管理体制の基本方針」に係る以下の規程等のうち、「内部管理体制の基本方針」の内容に係る一部改正若しくは制定を理事会にて行った場合は、社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号の規定に基づき、当該理事会を含む会計年度の事業報告に、その旨盛り込むこととします。

ア 文書等管理規程	《「内部管理体制の基本方針」	1の（1）関係》
イ リスク管理規程	《「内部管理体制の基本方針」	2の（1）関係》
ウ 処務規則	《「内部管理体制の基本方針」	3の（3）関係》
エ 経営5ヶ年計画	《「内部管理体制の基本方針」	3の（4）関係》
オ 福祉サービスにかかる支援の基本構想	《「内部管理体制の基本方針」	3の（4）関係》
カ 職員倫理綱領	《「内部管理体制の基本方針」	4の（1）関係》
キ 職員行動規範	《「内部管理体制の基本方針」	4の（1）関係》
ク 内部通報制度に関する規程	《「内部管理体制の基本方針」	9の（1）関係》